

山梨県公報

第二千八百六十七号

平成三十一年
三月十一日

月 曜 日

目次

告示

- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除……………九一
- 保安林の指定の解除……………九一
- 道路の区域変更……………九一

公告

- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………九一
- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………九二
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出……………九二
- 土地改良区役員の退任……………九三
- 平成三十一年二級建築士試験の実施……………九三
- 平成三十一年木造建築士試験の実施……………九四

告示

山梨県告示第六十号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成二十九年山梨県告示第三百十九号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定を解除する区域 甲斐市篠原字山ノ神千三百五十五番一及び千三百五十五番二の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 解除に係る保安林の所在場所 南アルプス市六科字堀向八三五の五から八三五の〇まで、八三五の内七、八三五の一三
- 二 保安林として指定された目的 水害の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

山梨県告示第六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日影笹子線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
大月市笹子町黒野田字狩屋野一三九番二地先から 大月市笹子町黒野田字天庭二四〇番一地先まで	七・〇 一八・一	七・〇 一〇・五	七・四	七七・四

公告

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が